

感染リスクを避ける飲食店の利用について

別添1

		飲食店の遵守事項	利用者の遵守事項
認証店	21時時短	<ul style="list-style-type: none"> ○営業時間は5時から21時までの間とすること ○酒類の提供は11時から20時30分までの間とすること ○同一グループの同一テーブルでの利用は4人以下とすること (ワクチン・検査パッケージ制度の登録店において、「対象者全員検査」により、利用者の検査陰性を確認した場合は5人以上案内可) 	<ul style="list-style-type: none"> ○21時以降、みだりに飲食店に出入りしないこと ○同一グループの同一テーブル利用は4人以下とすること (「対象者全員検査」を行い、ワクチン検査パッケージ制度の登録店で、参加者全員の陰性の検査結果を提示する場合は、5人以上利用可)
	20時時短 (酒類提供停止)	<ul style="list-style-type: none"> ○営業時間は5時から20時までの間とすること ○酒類の提供を行わないこと ○同一グループの同一テーブルの利用は4人以下とすること (認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度の登録店において、「対象者全員検査」により、利用者の検査陰性を確認した場合は5人以上案内可) 	<ul style="list-style-type: none"> ○20時以降、みだりに飲食店に出入りしないこと ○酒類の持ち込みを行わないこと ○同一グループの同一テーブルの利用は4人以下とすること (「対象者全員検査」を行い、認証店のうちワクチン検査パッケージ制度の登録店で参加者全員の陰性の検査結果を提示する場合は、5人以上利用可)
認証店以外			
上記を含む 飲食店全般		<ul style="list-style-type: none"> ○利用者間の距離の確保等 <ul style="list-style-type: none"> ・座席は、真正面の配置を避け、座席間隔を1m以上確保する。又はテーブル上にアクリル板を設置し区切る ・テーブル間やカウンターは1m以上の間隔をあけるか、アクリル等で区切る ・食事の提供は着席形式とする(立食形式は提供しない) ○30分に1回、5分程度2方向の窓を全開等で十分な換気を確保する ○利用者への呼びかけ等 <ul style="list-style-type: none"> ・飲食時以外のマスク着用を徹底するよう促す ・入店時に検温・手指消毒を促す ・滞在時間が長時間(2時間以上)とならないよう促す ・グループで複数テーブルを利用する場合は、テーブル間の移動は控えるよう呼びかける ○カラオケ設備の利用店 <ul style="list-style-type: none"> ・マイクやリモコン等は、利用する者が変わる都度、必要に応じて消毒を行う。カラオケボックス等は、各部屋に消毒設備を設置 ・飲食を主として業としている店舗(スナック、カラオケ喫茶等)においては、特に換気や人との距離の確保を徹底する 	<ul style="list-style-type: none"> ○県の要請(時短・酒類提供・人数制限)に応じない飲食店の利用を控える ○予約時 <ul style="list-style-type: none"> ・県の第三者認証を受けた認証店をはじめ、業種別ガイドラインに示されている感染防止対策を遵守する飲食店を利用する ・立食形式は控える ○利用時 <ul style="list-style-type: none"> ・利用する飲食店の感染防止対策を守り、協力する ・飲食時以外はマスクを着用する ・入店時に検温・手指消毒を行う ・大声での会話など、感染リスクが高まる行動は控える ・滞在時間が長時間(2時間以上)とならないように会食する ・グループで複数テーブルを利用する場合は、テーブル間の移動は控える